

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の各号に掲げる機関の審議を経るものとする。ただし、第5号の規程及び細則については、審議の前に監事の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則、国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程及び国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程については、経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p>(3) <u>国立大学法人東京農工大学経営協議会規程については、経営協議会を経て役員会</u></p> <p>(4) 前3号以外の規程で教育研究に係る重要な規程として学長が定める規程については、教育研究評議会を経て役員会</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前各号以外の規程及び細則については、役員会</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(制定等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる規則等(前条第2項の規定により審議が</p>	<p>本則</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の各号に掲げる機関の審議を経るものとする。ただし、第3号の規程及び細則については、審議の前に監事の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 前号以外の規程で経営又は教育研究に係る重要な規程として学長が定める規程については、<u>経営協議会又は教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号以外の規程及び細則については、役員会</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(制定等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる規則等(前条第2項の規定により審議が</p>	

<p>省略されたものを含む。)は、それぞれ当該各号に定める者の決裁を経て制定等を行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第<u>8</u>号までの審議を経て承認された規則等 学長</p> <p>(2) 前条第1項第<u>9</u>号の審議を経て承認された規則等 当該部局等の長</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第8条</u> この規程に定めるもののほか、規則等の制定等(第5条に定める規程及び細則を除く。)に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p>	<p>省略されたものを含む。)は、それぞれ当該各号に定める者の決裁を経て制定等を行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第<u>6</u>号までの審議を経て承認された規則等 学長</p> <p>(2) 前条第1項第<u>7</u>号の審議を経て承認された規則等 当該部局等の長</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>要項等</u>)</p> <p><u>第8条</u> 第2条に定める規則等のほか、業務又は事務の実施のために必要な事項のうち規則等に定めのないものについて、<u>要項又はそれに準ずるもの(以下「要項等」という。)を定めることができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条</u> この規程に定めるもののほか、<u>規則等及び要項等の制定等</u>(第5条に定める規程及び細則を除く。)に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p>	
---	--	--

附 則 (規程第67号)
この規程は、平成27年10月1日から施行する。